

北海道ケアラー支援推進計画（仮称）素案
道民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果

1 実施理由

北海道ケアラー支援条例第10条第3項の規定により、広く道民の意見を反映させるために必要な措置として、道民意見提出手続に関する要綱に基づくパブリックコメントを実施。

2 実施方法及び募集期間等

(1) 実施方法

- ① 道のホームページでの掲載
- ② 道の本庁及び振興局での閲覧・配付
- ③ 各市町村及び関係機関への周知
- ④ 支援団体及び職能団体等への現地説明

〔閲覧・配布場所〕
総務部行政局文書課行政情報センター
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課
各総合振興局・振興局の行政情報コーナー
各総合振興局・振興局保健環境部社会福祉課

(2) 募集期間

令和4年（2022年）11月28日（月）から令和4年（2022年）12月27日（火）まで

(3) 提出方法

- ① 電子申請システム（北海道電子自治体共同システムによる入力フォーム）
- ② 電子メール
- ③ 郵便
- ④ ファクシミリ

3 提出された意見

(1) 件数

- ① 提出者数：8件（個人2、団体6）
- ② 意見総数：11件（個人4、団体7）

(2) 意見の反映状況

区分	意見の反映状況	件数
A	意見を受けて案を修正するもの	2件
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	3件
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	3件
D	案に取り入れなかったもの	3件
E	案の内容についての質問等	0件
合 計		11件

(3) 個々の意見の概要及び道の考え方

区分	連番	意見の概要	意見に対する道の考え方
A	1	<p>⑤具体的取組－3 地域づくり【P40】</p> <p>ケアラーが望んでいることは、バリアを感じることなく、やりたいことができ、行きたい場所に行けて、自身の人生を主体的に生きること。ケアを受ける家族と、ケアをする家族と一緒に行動することを受け入れる環境の少なさ、そのことを受け入れる環境を作るという視点が今回の素案には欠けている。</p> <p>ケアを受ける家族と、ケアをする家族と一緒に行動できる場所があれば、自然に地域の方と触れ合い、自分だけがケアをしているわけではないことを視覚的にも認識できるのではないか。</p> <p>調査結果からもわかるように、多くの人が自分もケアラーとなる可能性を考えているのだから、ケアラーの生活しやすい社会は、皆が生活しやすい社会になると思う。それを可能とするよう、小さなことからでも全力で取り組むべき。</p>	<p>ケアラーとそのご家族が希望を持って自分らしい暮らしを送ることができる地域社会を実現するには、福祉分野の関係機関のみならず、広く地域住民がケアラー支援について関心を持ち、理解を深め、互いに支え合う意識を共有していくことが重要です。</p> <p>このような地域づくりに向けて、道では、地域住民や事業者への意識啓発のほか、介護者サロンやカフェなどの交流拠点の整備を促進していきます。</p> <p>こうした拠点は、ケアラー同士の出会いや地域住民とのつながりが創出されるのみならず、ケアラーとそのご家族がともに参加することで、互いの思いを共有し、良好な家族関係を維持することにも有効とされているため、ご意見を踏まえ、こうした意義をあらためて明記します（P42）。</p>
A	2	<p>⑧数値目標の設定【P63・64】</p> <p>ケアラー支援に関する人材育成には賛成するが、対象を主要相談機関職員に限らず、サービス事業所職員や民生委員・児童委員にまで範囲を広げることに限っては、何を持ってケアラー支援専門職の質の担保とするのか疑問を感じる。</p> <p>本項目については、単なる研修受講修了者の数値目標ではなく、具体的カリキュラムを提示した上で、一定の実務経験等の要件を満たした専門職を対象とした研修の受講修了者を数値目標としたほうが最終的によりケアラー支援につながっていくと考える。主要相談機関職員以外については、専門相談窓口の周知を目標とすべきではないか。</p>	<p>人材育成に係る目標について、貴見のとおり、市町村と主要専門機関の職員の受講者数を目標に定めています。</p> <p>他方、ケアラー支援を進めるに当たっては、公的支援やサービスにつながらず、潜在化しているケースの把握が非常に重要であり、この点において、介護サービス事業所の職員や医療従事者、民生委員・児童委員等、地域の支援者が大きな役割を果たすものと考えます。そのため、道では、一定の実務経験を有する者や主要専門機関の職員など高い専門性を持つ者に限らず、民生委員・児童委員等を含め、研修の機会を幅広く提供することとしています。ご意見を踏まえ、道のこうした考え方が明確となるよう、表現を一部修正します（P63 及び P64）。</p>
B	1	<p>⑤具体的取組－1 普及啓発【P22】</p> <p>家族が世話をする風潮が当たり前にあることを踏まえ、ネット環境のない方もいることも考え、様々な啓発を行ってほしい。</p> <p>ヤングケアラーは、家族のためと「当たり前」考え、外には言わないことが多い。こうした場合、学校の教員が気付く場合が多いだろうから、困っていることを話せる環境作りに向けて、教育と福</p>	<p>家庭内のケアに関する事柄は、多くの場合、他人には知られたくないものであり、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されることから、広く道民がケアラーへの理解を深め、支援の必要性に気付くとともに、ケアラー自身が悩みや負担を相談し、支援を求められる仕組みがあることへの認識が広がるよう、普及啓発の取組を行っていくこととしております。</p>

		<p>祉との垣根を超えた連携が必要と思う。</p> <p>障害のある子どもを持つ保護者は、子どもの成長のために奔走するもの。それは「当たり前」のことと捉えてきたし、これからもそうだと思っている。</p> <p>そうした中で、「親」と「ケアラー」との違いについて、保護者から戸惑いの声が出ている。家庭内で抱え込まない、他者に支援を求めることが当たり前の社会になることを、普及啓発の柱とすることを望む。</p>	<p>具体的には、ホームページ等による情報発信のほか、ポスターやリーフレットの配布、参加型のシンポジウムの開催など、多様な普及啓発の展開を図っているところだ。</p> <p>また、道では、教育と福祉をつなぐ「ヤングケアラー・コーディネーター」を全道8カ所に配置し、支援を必要とするヤングケアラーを適切な支援へ結び付ける取組を進めてまいります。</p>
B	2	<p>⑤具体的取組－2 相談支援体制【P28】</p> <p>介護者は、「ケアラー」という用語が自らのことだと思っていない。「ケアラー」と「介護者」をセットでアピールしてもらいたい。</p> <p>ケアラー支援には既存のシステムがあり、高齢者介護福祉の機関や支援策、スタッフが重複・錯綜しているように思うが、その中で新たな位置付けがわかりにくい。</p> <p>また、支援をする人たちへの技術的・実践的な支援として、後方支援システムが必要になると思う。</p>	<p>ケアラーの具体的な定義は、条例に定めているほか、主な該当例については、ポスターやリーフレットなどの啓発資料を通じて周知に努めているところです。ケアラーに関する認知度を高め、適切な理解が深まるよう、普及啓発の取組を引き続き行ってまいります。</p> <p>家族介護を担っている方への支援については、これまでも行われているものですが、ケアラー支援の取組は、介護や援助を「受ける方」も「行う方」も、双方が大切にされるべき存在であるという認識に立ち、これまで行っている各分野での支援を組み合わせ、ケアラーとそのご家族を支えていこうとするものです。</p> <p>また、道では、支援の視点や要支援ケースを把握するポイント、効果的な支援方法等が身に付けられるよう、市町村や関係機関の職員等を対象とした研修を実施しており、今後とも、適切なケアラー支援を行うことのできる人材の育成に努めてまいります。</p>
B	3	<p>⑤具体的取組－3 地域づくり【P44】</p> <p>ケアラー自身が「公的支援やサービスを知らない」ということもあると思うが、ケアラーとなりえる人が世帯内にいることによって、居宅内の公的支援やサービスが十分に支給決定されない可能性がある現状なのではないか。</p> <p>世帯構成員の中にケアラーとなりえる人がいるだけで、実際にその方がケアできるかどうかというところまで吟味されずに、公的支援やサービスの不支給決定がされてしまうことが場合によってはあるのではないだろうか。</p>	<p>自宅で介護等を必要とする方に同居家族がいる場合における介護サービスの取扱いについては、同居家族の有無のみで一律・機械的にサービスの支給可否を判断しないよう国の事務連絡において示されており、子どもが介護等の担い手となっている場合は特に、その「介護力」を前提とせず、サービスの利用について十分配慮するよう求められているところだ。</p> <p>道としては、ケアラーが安心して暮らすことのできる地域づくりに向けて、ケアラーとその家族を一体的に支援していくことが必要と考えており、本計画においても、市町村や関係機関等と協力し、この方針に沿って、引き続き取組を進めていきます。</p>

C	1	<p>⑤具体的取組－2 相談支援体制【P31】</p> <p>ケアラー支援の充実の対極にあるのが「介護殺人」やそれに類する事件だと思う。指標として道内の介護殺人ゼロを目指すべきであり、万が一介護殺人が起きた場合は、この条例に基づき整備された「協議の場」でデスクンファレンスを行い、課題を分析するべきだと思う。</p>	<p>家庭内の介護等に関する事柄は、多くの場合、他人には知られたくないものであり、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されることから、支援を必要とするケアラーを早期に把握し、適切な支援へつなげることが重要と考えております。</p> <p>ケアラーが抱える悩みや負担は、年齢や家庭環境、ケアを必要とする家族の状態などによって様々であり、課題が複合化しやすい特徴があるため、実際の支援に当たっては、複数の機関・部署が横断的に関わっていくとともに、あらかじめ協議の場を設けておくことが重要です。</p> <p>道では、こうした協議の場が全ての市町村で整備され、個々の世帯への支援や地域課題に関する話し合いなどが円滑に行われるよう、分野横断的な連携体制の構築を推進していくこととしております。</p> <p>ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
C	2	<p>⑤具体的取組－2 相談支援体制【P34】</p> <p>現在の医療・福祉領域の教育シラバスには、「ケアラー」の考え方は入っていない。少なくとも介護福祉士の教科書にはその概念は掲載されていないし、教員もケアラー条例の制定のことは知らない。</p> <p>テキストにケアラー支援の概念が掲載されるまでの間は、医療・介護・福祉の学生に対し、教員がそれをもとに指導することができる冊子等の資料は必要だと思う。</p>	<p>道では、令和3年度から地域包括支援センターの職員向け研修において、ケアラー支援に関するカリキュラムを設けたところですが、介護保険施設等の介護福祉士や介護支援専門員、相談支援事業所の相談支援専門員などの専門職の方は、ケアラーとそのご家族にとって身近な支援者であることから、今後、こうした専門職向けの研修においても、同様の内容を盛り込むことについて、検討を行ってまいります。</p> <p>なお、令和4年度から開始した「ケアラー支援関係機関職員等研修」は、医療・介護・福祉の現場で様々な支援に携わる専門職の方を受講対象として実施しております。</p> <p>ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
C	3	<p>⑤具体的取組－3 地域づくり【P40】</p> <p>外国人や残留孤児のケアラー支援への視点はないが、不要だろうか。独自のコミュニティなどにより、想定している地域づくりにより支援が期待される社会資源と接点が少ない場合も考えられる。</p>	<p>ケアラー・ヤングケアラーの定義や該当例については、道のホームページやリーフレットなどにも掲載しているとおり、家族の身体的な介助や日常生活上の手助けをしている方のみならず、「日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている」児童生徒なども含めることとしております。</p> <p>また、ケアラーを支援するための地域</p>

			<p>づくりには、外国人なども含め、誰も排除されず、全員で互いに支え合う社会的包摂の視点が重要と考えており、道としては、条例の理念のもと、全てのケアラーとそのご家族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。</p> <p>ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
D	1	<p>①計画策定の趣旨【P1】</p> <p>「計画策定の趣旨」にケアラーの負担が表現されているが、高齢化や少子化がケアラーを生じさせている根拠は明らかでないため、世帯規模の縮小や悩みを抱え込んでしまう状況などによって負担が一層大きくなるというように修正すべき。</p>	<p>一人当たりのケアラーにかかる負担が大きくなると見込まれる背景には、少子高齢化や核家族化に伴う世帯の小規模化といった社会構造の変化もあると考えられます。また、ケアラーの認知度や周囲の理解が十分ではないことなどにより、悩みを抱え込みやすい傾向にあるという特性もあることから、原文のままとさせていただきますので、ご理解願います。</p>
D	2	<p>⑤具体的取組－2 相談支援体制【P34】</p> <p>担任の教員は忙しいため、学校にスクールソーシャルワーカーを常勤で置けば、福祉の観点で子どもを見ることができるのではないか。</p> <p>不登校を経験せず、家庭が安定していた人が教員になるのであり、ケアラーとは対極にいる方々が、ケアラーを理解することはできるのだろうか。</p>	<p>児童生徒にとって最も身近な関係機関は学校であることから、教職員等は、家庭の状況に気付いたり、関係者間で情報を共有するといった取組により、ヤングケアラーを把握しやすい立場にあります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、道では、教職員等を対象に、支援を必要とするヤングケアラーを把握するポイントや相談対応上の配慮事項等を内容とする研修を実施しているほか、道教委が作成したガイドラインやアセスメントシートを活用するよう各学校に周知しております。</p> <p>また、学校から行政に連絡・相談しようとしたとき、現状ではヤングケアラーへの支援を担当する窓口が十分に周知されていない場合もあるため、学校等の教育機関から相談・依頼を受け、適切な支援やサービスへのつなぎを担う調整役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を全道8カ所に配置しております。</p> <p>さらに、学校における心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、市町村や学校の状況に応じて配置・派遣方法の工夫や重点的な派遣をするなどして、教育相談体制の充実を図ってまいります。</p>
D	3	<p>⑥市町村や関係機関による取組例【P46】</p> <p>函館市の地域包括支援センターは、高</p>	<p>本計画における「市町村や関係機関による取組例」は、ケアラー支援を直接に</p>

	<p> 齢者の相談窓口以外の機能も併せ持つ。道のケアラー支援の素案の中に函館市の取組例を挙げると、道内すべての包括に高齢者相談窓口以外の機能を付与する指針を掲げていると誤解を与えかねないと感じた。特に函館市の包括は、高齢者以外の対応に追われ、疲弊しているとの話も耳に入っており、すべての市町村が函館市のような支援体制を整備できるとは思えない。 </p>	<p> 規定した法律がない中で、この取組が全道域に広がるよう、市町村が参考にできる事例を紹介する目的で掲載しているものです。 </p> <p> 各市町村に対して、これらの取組例に一律に倣うことを求めるものではなく、本計画の「着眼点」(P30)に記したとおり、ケアラーを支援するための連携体制については、各々の人口規模や社会資源の多寡などを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟なあり方を検討することが重要と考えています。 </p>
--	--	---